

京都大学公印規程（平成八年七月十五日総長裁定）の全部を次のように改正する。

京都大学公印規程

（趣旨）

第一条 京都大学において使用する公印に関しては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規程において「公印」とは、業務上作成された文書（以下「法人文書」という。）に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正であることを認証することを目的とするものをいう。

（公印の作成等）

第三条 公印の作成、改刻又は廃止は、公印管守責任者の置かれる部局長（以下「部局長」という。）が行う。

2 部局長は、当該管守に係る公印を作成、改刻又は廃止したときは、別記様式により総長に報告するものとする。

（公印の形式）

第四条 公印は、方形印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に、刻印すべき組織名称又は職名を明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

（公印の印材）

第五条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

（公印の種類及び寸法）

第六条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特別の用途に用いる公印にあっては、部局長が適宜その寸法を定めることができる。

（会計事務の印）

第七条 前条本文の規定にかかわらず、契約、出納等専ら会計事務に使用する公印の形式、種類、寸法及び公印管守責任者については、財務担当の理事が別に定めることができる。

（公印の管守）

第八条 公印管守責任者は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

2 公印管守責任者は、別表に掲げる公印の種類に応じ、それぞれ当該各欄に掲げる者とする。

（公印の使用等）

第九条 公印の使用を必要とする場合は、公印を押印しようとする文書に決裁済原議書を添えて、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守責任者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、公印を押印しようとする文書と決裁済原議書を照合したうえ、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守責任者はその押印に立ち会わなければならない。

3 公印管守責任者は、必要があるときは、あらかじめ指名する者に公印の押印又はその立会いに関する事務を行わせることができる。
(職務代行者の公印)

第十条 公印に刻された職名の者に事故等があるため、他の者が臨時代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行する場合には、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。

(印影印刷)

第十一条 次の各号に掲げる場合には、部局長の承認を得て、公印の押印とみなすことができる。

一 一定の字句からなる法人文書を多数印刷する場合であつて、公印の印影を当該法人文書と同時に印刷する場合

二 電子的に文書を作成する場合であつて、公印の印影を当該法人文書と同時に出力する場合

(公印押印の特例)

第十二条 外国語により作成された法人文書の場合には、当該法人文書の名義者が署名することにより公印の押印に代えることができる。

(遠隔地施設の公印)

第十三条 公印管守責任者は、その所管に属する公印が遠隔地にある研究科附属の教育研究施設又は研究所附属の研究施設及びその長のものである場合において職務の執行上支障があるときは、公印管守責任者の職務の一部又は全部を当該研究科附属の教育研究施設又は研究所附属の研究施設において文書を主管する職員に行わせることができる。

(公印使用の特例)

第十四条 学生票、通学及び通勤証明書その他総長が適当と認める文書に使用する公印については、第九条第一項に規定する公印の使用請求に係る決裁済原議書の添付は要しないものとする。

(公印省略)

第十五条 名あて人が学内のものである法人文書については、公印の押印を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成十七年六月九日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

2 この規程による改正前の京都大学公印規程に基づき現に使用されている公印で、この規程に定める形式、寸法又は印材と異なるものは、当分の間、そのまま使用することができる。

別表

種	類	寸法	公印管守責任者
国立大学法人京都大学の印		三十	総務部総務課長
京都大学の印		三十	
総長の印		三十	
学長の印		三十	
理事の印		三十	
副学長の印		三十	
監事の印		三十	
事務本部の部の印		二十八	
事務本部の部長の印		二十三	
事務本部の課の印		二十五	
事務本部の課長の印		二十	
印	研究科、地球環境学堂、地球環境学舎、学部、研究所の	二十八	

研究科長、地球環境学堂長、地球環境学舎長、学部長、研究所長の印	三十	事務長（工学研究科及び工学部にあつては工学研究科総務課長、農学研究科及び農学部にあつては農学研究科等総務課長、アジア・アフリカ地域研究研究科にあつては東南アジア研究所等事務長、生命科学研究科にあつては理学研究科等事務長、化学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所及び防災研究所にあつては宇治地区総務課長、原子炉実験所にあつては原子炉実験所総務課長）
研究科、地球環境学舎の専攻、学部の学科の印	二十五	
研究科、地球環境学舎の専攻、学部の学科の長の印	二十三	
研究科、研究所の事務長の印	二十	
研究科、研究所の事務部長の印	二十三	
研究科、研究所の課長の印	二十	
研究科附属の教育研究施設、研究所附属の研究施設の印	二十五	
研究科附属の教育研究施設、研究所附属の研究施設の長の印	二十三	
附属図書館、医学部附属病院の印	二十八	
附属図書館、医学部附属病院の長の印	三十	
附属図書館宇治分館の印	二十五	総務課長
附属図書館宇治分館長の印	二十三	
附属図書館、医学部附属病院の事務部長の印	二十三	

<p>附属図書館、医学部附属病院の課長の印</p>	<p>二十</p>	
<p>学術情報メディアセンター、放射線生物研究センター、生態学研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、国際交流センター、高等教育研究開発推進センター、総合博物館、国際融合創造センター、低温物質科学研究センター、フィールド科学教育研究センター、福井謙一記念研究センター、保健管理センターの印</p>	<p>二十八</p>	<p>学術情報メディアセンターにあつては情報環境部企画課長、放射線生物研究センター及び放射性同位元素総合センターにあつては医学研究科事務長、環境保全センターにあつては施設・環境部環境安全課長、国際融合創造センター及び福井謙一記念研究センターにあつては工学研究科総務課長、国際交流センターにあつては研究・国際部留学生課長、高等教育研究開発推進センターにあつては共通教育推進部共通教育推進課長、総合博物館にあつては総務部社会連携推進課長、生態学研究センター及び低温物質科学研究センターにあつては理学研究科等事務長、フィールド科学教育研究センターにあつては農学研究科等総務課長、保健管理センターにあつては学生部厚生課長</p>
<p>学術情報メディアセンター、放射線生物研究センター、生態学研究センター、放射性同位元素総合センター、環境保全センター、国際交流センター、高等教育研究開発推進センター、総合博物館、国際融合創造センター、低温物質科学研究センター、フィールド科学教育研究センター、福井謙一記念研究センター、保健管理センターの長の印</p>	<p>二十三</p>	
<p>機構長の印</p>	<p>二十</p>	<p>高等教育研究開発推進機構にあつては共通教育推進部共通教育推進課長、環境安全保健機構にあつては施設・環境部環境安全課長、国際イノベーション機構にあつては研究・国際部研究協力課長、国際交流推進機構にあつては研究・国際部国際交流課長、情報環境部にあつては情報環境部情報企画課長、図書館機構にあつては附属図書館総務課長</p>
<p>カウンセリングセンターの印</p>	<p>二十五</p>	
<p>カウンセリングセンター長の印</p>	<p>二十</p>	<p>学生部学生課長</p>

大学文書館の印	二十五	総務部総務課長
大学文書館長の印	二十	
埋蔵文化財研究センターの印	二十五	センター長
埋蔵文化財研究センター長の印	二十	
アフリカ地域研究資料センターの印	二十五	東南アジア研究所等事務長
アフリカ地域研究資料センター長の印	二十	
身体障害学生相談室の印	二十五	学生部教務課長
身体障害学生相談室長の印	二十	
国際交流会館の印	二十五	研究・国際部国際交流課長
国際交流会館長の印	二十	
総合技術部の印	二十五	人事部職員課長
総合技術部長の印	二十	
保健診療所の印	二十五	学生部厚生課長
保健診療所長の印	二十	

備考 寸法の単位は、ミリメートル平方とする。

医療技術短期大学部学長の印	三十	事務長
医療技術短期大学部部長の印	三十	総務部総務課長
医療技術短期大学部事務長の印	二十	事務長